

函館市保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領に係る指導監査実施要綱

(目的)

第1条 保育所および幼保連携型認定こども園の指導監査は、保育所にあつては、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）および関係通知等に、幼保連携型認定こども園にあつては幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）および関係通知等に基づき、保育所および幼保連携型認定こども園の施設運営および入所者処遇について監査を行うことにより、適正および円滑な施設運営と入所者の適正な処遇の確保を図ることを目的として実施するものとし、この要綱は、指導監査の実施に関する基本事項を定めるものである。

(指導監査の方針)

第2条 指導監査の実施にあつては、それぞれの施設の実情を勘案し、形式的、画一的な指導とならないよう配慮するとともに、是正改善について、施設の十分な理解と協力を得ることにより、効果的な指導監査の実現に努めるものとする。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、函館市内の私立保育所および幼保連携型認定こども園とする。

(監査の種類)

第4条 指導監査の種類は、一般監査、特別監査および随時監査とする。

(一般監査)

第5条 施設の一般監査は、原則として毎年度1回実地により行うものとし、第8条に規定する実施計画に基づき実施するものとする。

なお、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領に係る一般監査については、これ以外の一般監査と分けてそれぞれ実施できるものとする。

(特別監査)

第6条 特別監査は、社会的に許容されない不祥事の発生など、特に問題がある法人、施設等に対して、重点的かつ継続的に実地で行う指導監査であり、指導監査課と連携のうえ、必要に応じて随時実施するものとする。

(随時監査)

第7条 施設入所者の処遇等に問題が発生した場合、または通報、各種報告書の確認の結果等でその恐れがあると認められる場合は、前2条の取り扱いによらず、随時指導監査を実施できるものとする。

(一般監査の実施計画)

第8条 一般監査の実施計画は、国の指導監査方針、市の児童福祉行政のあり方および前年度の指導監査結果等を考慮し、毎年度策定するものとする。

(指導監査の実施通知)

第9条 実地による指導監査の実施にあたっては、施設に対して、指導監査の根拠規定、日時、場所、指導監査担当者および準備すべき書類等を通知するものとする。

なお、一般監査においては、原則として概ね1か月前までに通知するものとする。

(一般監査の調書等)

第10条 前条の一般監査の通知には、「保育所運営調書（保育所保育指針関係）」または「幼保連携型認定こども園運営調書（幼保連携型認定こども園教育・保育要領関係）」を併せて送付し、事前に当該施設から提出させるものとする。

(指導監査の実施方法)

第11条 指導監査は、原則職員2名以上で実施するものとする。

2 指導監査は調書に基づく各項目について、施設長および施設職員等から状況を聴取するとともに、関係書類、施設状況および保育の状況を確認し実施することとする。

(講評)

第12条 指導監査にあたる職員は、実地の指導監査の終了後、改善を要すると認められる事項等について講評を行うものとする。

(指導監査結果の通知等)

第13条 指導監査の結果、改善を要する事項が認められるときは、次の各号により定める文書指導および口頭指導の区分を明示し、原則として1か月以内に法人または施設に通知するものとする。

(1) 文書指導 次のアからウに該当する指導とする。

ア 関係法令・通知等への違反行為に対する指導（(2)アに該当する場合を除く。）

イ 不祥事（利用者の生命・身体・精神に関わる問題等）に対する指導

ウ 3年間改善が図られていない同一の口頭指導に関する指導（やむを得ない事情があると認められる場合を除く）。

(2) 口頭指導 次のアまたはイに該当する指導とする。

ア 関係法令・通知等への違反行為のうち、程度が軽微であるものまたは文書指導を行わずとも改善が見込まれるものに対する指導。

イ 文書指導事項およびアに該当しない指導。

(改善等の指導)

第14条 指導事項については、概ね通知後2か月以内に改善状況に関する報告書を求めるとともに、改善報告書の内容について不備な点や疑義があると認められる場合など、必要に応じて実地調査を実施するものとする。

2 文書指導とした事項について、度重なる指導にもかかわらず改善されないときは、指導監査課と連携のうえ、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律または関連福祉各法に基づき、改善命令を行うなど厳正に対処するものとする。

(実施体制)

第15条 指導監査の実施にあたっては、必要に応じて指導監査課その他関係課と事前に十分連絡調整を行い、指導監査を実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。